

# 青森県報

第二千五百四十五号

平成十七年  
十月二十四日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課 ……)
- 漁船保険付保義務の消滅……………(農 林 水 産 事 務 所 ……)
- 漁船保険付保義務の発生……………( 同 ……)
- 河川整備計画の案の縦覧……………(河川砂防課) ……

## 告 示

青森県告示第八百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地	居宅サービスの種類	行居宅サービス事業所	指年月日定
社会福祉法人 心和社会	青森市大字大 別内字葛野一 八〇	青森市大字大 別内字葛野一 八〇	認知症対 応型共同 生活介護	グループホ ムあんしん ハウス	平成 一七・〇・三
	所在地	所在地			
	青森市大字大 野字若宮一五 の一九	青森市大字大 野字若宮一五 の一九			

青森県告示第八百十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区においては、平成十七年十月二十四日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

平成十七年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称	三 沢
--------	-----

青森県告示第八百十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十七年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
三沢市鹿中一丁目五三二番地 三沢市大字三沢字前平二三番地七九号 三沢市大津一丁目二番地一四〇号	三 沢
佐々木 光夫 坂 岡 正彦 宮 古 喜 一	

公 告

河川整備計画の案の縦覧

二級河川貴船川水系に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 河川整備計画の案に関する書類

2 公聴会に関する書類

3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成十七年十月二十四日から同年十一月七日まで

三 縦覧の場所

青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

1 意見書の様式及び記載事項

任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。

2 意見書の提出期限

3

平成十七年十一月十四日

意見書の提出先

青森県県土整備部河川砂防課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------